

一般廃棄物処理手数料について

■手数料の運用について

* 3年ごとに見直し

* 現在の運用期間 平成29年4月～平成32年3月まで（3年間）

■手数料の内容

○鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

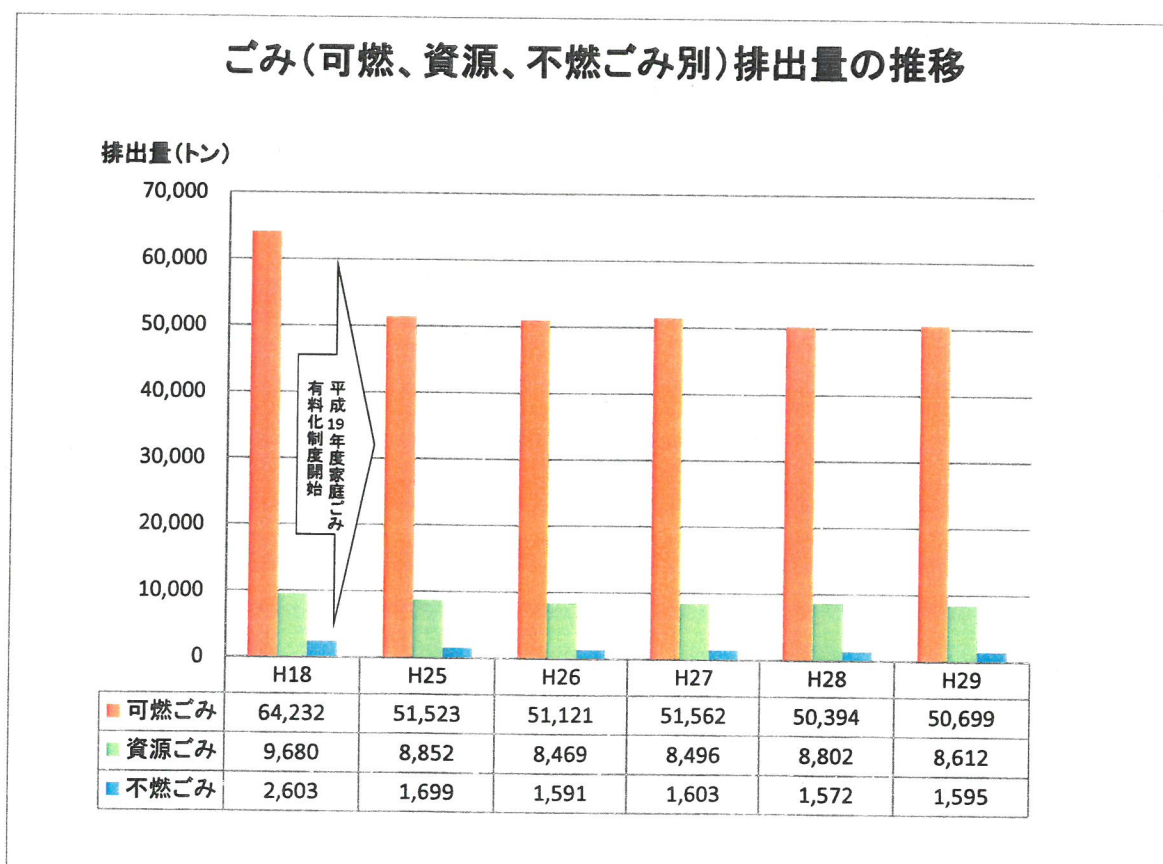
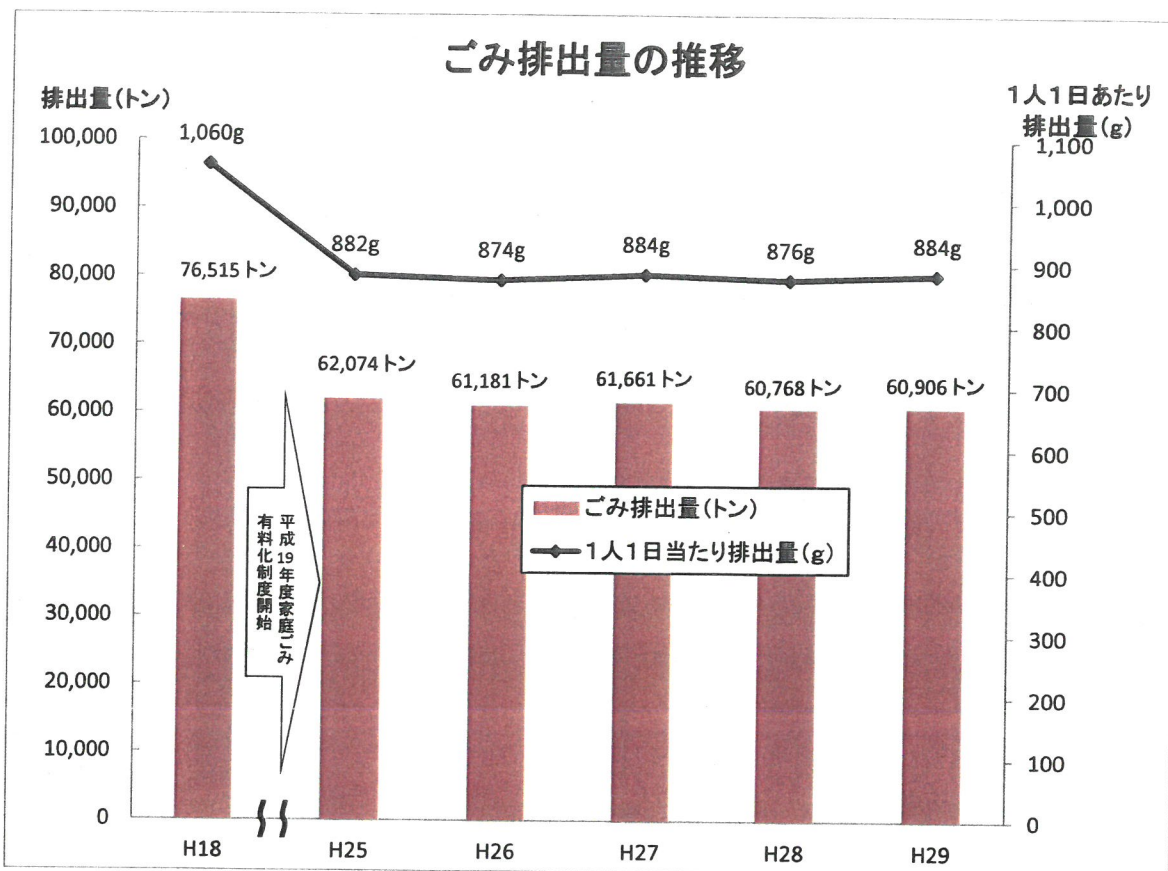
第29条 市長は、別表に定める一般廃棄物の処理を行ったときは、占有者から同表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

(別表) 一般廃棄物処理手数料

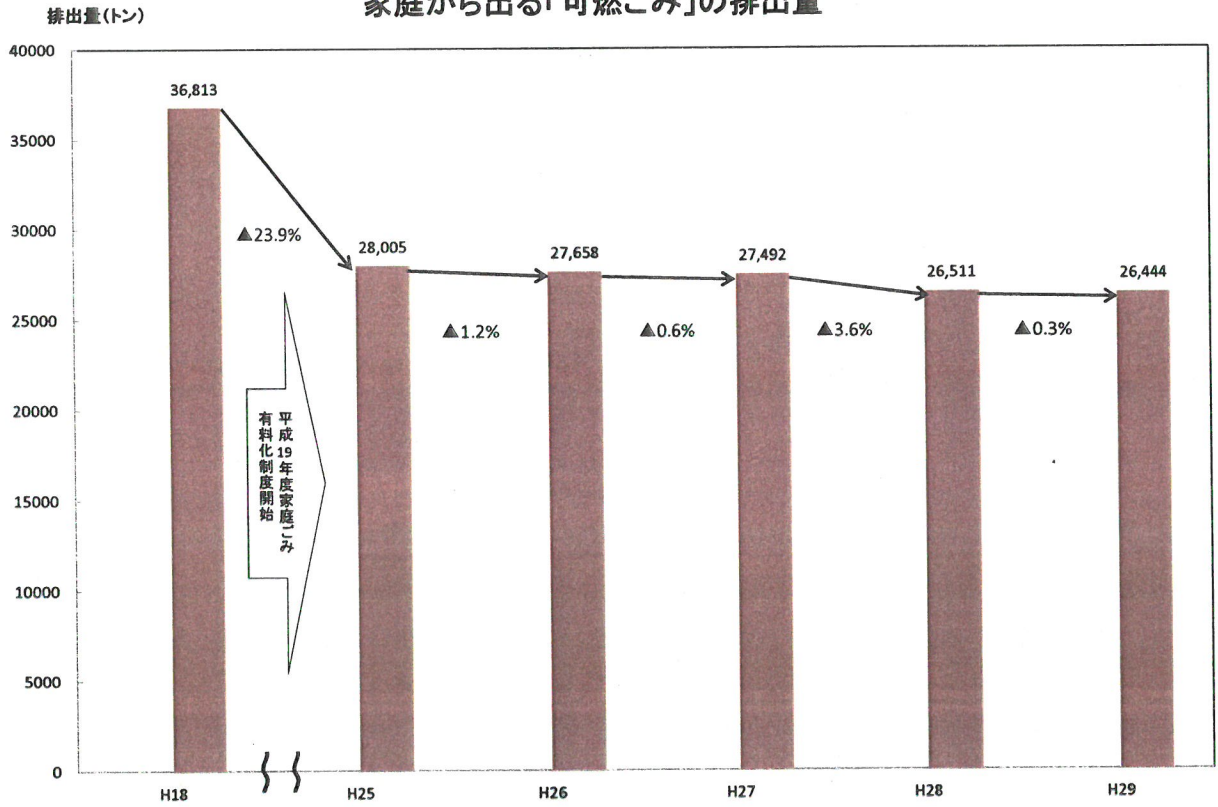
区分		額
可燃ごみ	市が収集し、運搬する場合	可燃ごみの指定袋大1枚につき <u>60円</u> 可燃ごみの指定袋中1枚につき <u>40円</u> 可燃ごみの指定袋小1枚につき <u>30円</u> 可燃ごみの指定袋極小1枚につき <u>15円</u>
	市長が指定する処理施設へ自ら搬入する場合	積載量が10キログラムまで1台につき <u>120円</u> 積載量が10キログラムを超えるときは、1台につき120円に10キログラム又はその端数を増すごとに120円を加算した額
プラスチックごみ		プラスチックごみの指定袋大1枚につき <u>30円</u> プラスチックごみの指定袋中1枚につき <u>20円</u> プラスチックごみの指定袋小1枚につき <u>15円</u>
大型ごみ		容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに <u>3,000円以内で規則で定める額</u>
特定家庭用機器廃棄物		品目ごとに <u>3,000円以内で規則で定める額</u>
動物の死体		1頭につき <u>1,000円</u>

■平成32年4月以降の手数料について

平成31年度中に環境審議会において次の3年間（平成32年4月～平成35年3月）の手数料について諮問を行います。



家庭から出る「可燃ごみ」の排出量



家庭から出る「プラスチックごみ」の排出量

